

障害者差別解消法の意義

田門 浩 さん（弁護士）

障害者差別解消法の詳しい内容については、大胡田先生の講演にゆだねることとして、ここでは、自分の経験に基づいて障害者差別解消法の必要性について話したい。

1 生い立ち

1967 年生まれ

生まれたときから耳が聞こえません。

出身地：福島、現在の住居：川崎

2 学歴・職歴

1969 年～1982 年	ろう学校（福島、水戸、千葉、札幌、筑波大学付属）	1998 年	弁護士資格を取る
1982 年～1985 年	普通高校（千葉県立葉園台高校）	2003 年～2004 年	米国留学（ギャロ・デット大学）
1985 年～1990 年	東京大学（教養学部文Ⅰ→法学部）	1998 年に弁護士の資格を取りました。以後、18 年間、依頼者のために、法律相談をしたり、裁判所の法廷で主張活動をしたりしてきました。	
1991 年	千葉市役所に勤務		
1995 年	司法試験合格		
1996 年	最高裁司法研修所で研修		日本全国では、ろう・難聴弁護士は合計 9 人です。

3 弁護士を目指したきっかけ

小さいころは、社会福祉に興味を持っていました。

中学 2 年生）。

10 歳のときに父が死亡、母子家庭で育つ。

このときから弁護士になりたいと思い始めた。

13 歳のときに山田裕明氏が司法試験合格（当時

4 いろいろな壁にぶつかる

いくつかの普通高校で入試を断られたこと。

からない。

大学に入る前に入試を断られそうになったこと。

大学には手話通訳者がいない。

(1) いろいろな壁にぶつかる（高校入試）

司法試験受験のときに筆談による面接を断られ

高校から普通学校へ。

そうになった。

弁護士を目指すためには生徒数の多い学校へ入

法律事務所への就職活動をしたが就職先が見つ

って鍛えられようと思って普通高校へ。



いくつかの学校にわたしは耳が聞こえないが受け入れてもらえるかどうかを問い合わせたがほとんどの学校に断られた。

一つの高校だけ耳が聞こえなくても受け入れてくれた。

その頃には「関東学生情報保障者派遣委員会」が出来上がっており、私は大学2年から手話通訳の派遣を依頼し授業を受けた。

大学と交渉して手話通訳者、ノートテイクの費用を出してもらった。

(2) いろいろな壁にぶつかる（大学受験）

司法試験合格者を多く生み出している実績のある大学を希望。

母子家庭のため学費の安い国立大学へ。

大学側はろうあ者であるということに躊躇。大学から母と私二人呼ばれ、耳が聞こえないので大学で学ぶのは無理と言われた。

どうしても大学を受験させてもらえるよう強く要望。その結果、受験許可を受けた。

(3) いろいろな壁にぶつかる（大学の授業）

大学は手話通訳を用意しないと言っていた。大学1年生の時は友人にノートテイクを依頼。しかし、ノートテイクは限界が。

(4) いろいろな壁にぶつかる（司法試験）

司法試験に8回挑戦。

試験の中に口述試験（面接試験）があった。司法試験管理委員会に筆談でお願いしたいと申し入れをしたが、最初は認めてくれなかった。何度も交渉を重ねて筆談を認めてもらった。

(5) いろいろな壁にぶつかる（法律事務所訪問）

私を雇ってもらえる法律事務所を探したが、「ろう者は無理だ」と言われ、なかなか雇ってくれるところはなかった。

40箇所くらいの法律事務所を当たったがほとんど断られ、やっと一つの法律事務所が雇ってくれた。

5 手話通訳者

現在、1人の手話通訳者を雇い、給料を支払っています。女性です。

裁判所では、私が手話で依頼者のために主張をします。私の手話を、手話通訳者が音声日本語で裁判官に話します。

電話のときも、私が手話で話します。私の手話を、手話通訳者が音声日本語にして、電話の相手に伝えます。

手話通訳者がいれば、ろう弁護士の活動に限界はありません。

6 障害のない人からも依頼を受けている

18年の間に依頼を受けた人数は、約550人います。

550人の依頼者のうち80パーセントが障害のない人です。

その依頼者とは、手話通訳者を通して打ち合わせ

をします。

20パーセントは聴覚障害者です。手話や筆談で打ち合わせをします。そのときは、手話通訳者には依頼しません。

7 耳が聞こえないからこそできること

日本では、「弁護士」は恐れられている。初めて会う弁護士から怒られるのではないかと。

いざ弁護士に会うと…障害を持つ人だった 敷居が低くなった感じ

相談にくる人は、悩みを持っている 障害者には悩みを理解してもらえそうだと感じる 気楽に相談できる

8 将来の夢

日本「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2016 年から施行)

日本のろう・難聴の弁護士をもっと増やしていきたい(現在 9 名)。

世界で包括的に障害者に対する差別を禁止した

法律は、米国の ADA である。

ADA (Americans with Disabilities Act/障害を持つ米国人法)。1990 年に成立。米国に ADA ができてから、聴覚障害弁護士が急増した。現在、米国では、聴覚障害弁護士は 300 名いる。

9 障害者差別解消法の意義

障害者も健聴者のために力になることが出来、社会に貢献できる。これは、障害者を阻む社会的障壁

の除去があつて初めて可能となる。

これが障害者差別解消法の意義。

内閣府

平成 28 年 4 月 1 日から

障害者差別解消法

がスタートします!

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

障害者差別解消法って知っていますか?

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

<不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

「不当な差別的取扱いの禁止」とは?

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは?

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 盲点(手帳をきく)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、聴覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、通訳者など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

第1項:障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項:社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項:国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)

- 国・地方公共団体等 → 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 → 事業分野別の指針(ガイドライン)を策定

※地方の策定は努力義務

実効性の確保

主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

相談・紛争解決の体制整備 → 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

普及・啓発活動の実施

情報収集等

国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日:平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)